

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)
「統合型材料開発システムによるマテリアル革命」推進委員会の設置について

平成30年6月12日
内閣府政策統括官
(科学技術イノベーション)

1. 趣旨

科学技術イノベーション創造推進費の基本方針(平成26年5月23日、総合科学技術会議議長決定)の規定に基づき、SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期の一課題である「統合型材料開発システムによるマテリアル革命」の推進にあたり、研究開発計画の作成や実施等に必要な調整等を行うため、「統合型材料開発システムによるマテリアル革命」推進委員会(以下、「推進委員会」という。)を設置する。

2. 検討事項

推進委員会は、次に掲げる事項について調整、検討を行う。

- ①研究開発の内容、目標に関すること。
- ②研究開発の体制に関すること。
- ③研究開発の進捗管理、成果の管理・活用に関すること。
- ④実用化・事業化に向けた戦略に関すること。
- ⑤その他、「統合型材料開発システムによるマテリアル革命」の推進に際し必要な事項。

3. 構成及び運営

- (1)推進委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2)推進委員会の議長は、プログラムディレクター(PD)が務める。
- (3)推進委員会は、議長が召集する。
- (4)議長は、必要があると認めるときは、推進委員会の構成員以外の者を推進委員会に出席させることができる。
- (5)推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は議長が事務局と相談のうえ行う。
- (6)上記のほか、推進委員会の運営に必要な事項は、議長が内閣府と相談のうえ定める。

4. 設置期間

平成30年6月12日から事業終了時まで。

5. 事務局

推進委員会の事務局は、内閣府(科学技術・イノベーション担当)が務める。